

3) 世界経済応じ継続シナリオ

上記1)との違いは以下の通り。

- ① 生産性(TFP)上昇率
・ 2006年度(平成21年度)から2013年度(平成25年度)にかけて、0.5%(過去の低成長の時期(第12循環から第13循環(1993年10月の谷から2002年1月の谷まで))の平均)程度まで徐々に低下、その後横ばい。
- ② 労働力
・ 全ての性別年齢階層別労働参加率が足元の水準で横ばい。
- ③ 世界経済等
・ 実質成長率
2009年度(平成21年度)年率▲0.6%の後、徐々に上昇し、2011年度(平成23年度)以降年率1.5%程度で推移。

(2) 財政-社会保障に関するもの

いずれのシナリオにおいても、平成20年度第二次補正予算政府案、平成21年度予算政府案、平成21年度税制改正等を反映。

1) 2010年度、2011年度の歳入の想定

2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)については、「基本方針2006」で決定した歳入改革を踏まえ、「基本方針2008」別表に示された▲14.3兆円ないし▲11.4兆円歳入削減の考え方に対応し、以下のように想定。

【社会保障】

「基本方針2006」別表の考え方に沿って、国・地方(国民経済計算ベース)の削減額が2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)の5年間の累積で1.6兆円程度(国の一般会計ベースで1.1兆円程度)となるよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)について平均的に削減(ただし、2009年度(平成21年度)における財源確保措置分を考慮。)

【人件費(公務員)】

「基本方針2006」別表の考え方に沿って、名目GDPに応じた自然体の歳入額から5年間の累積で2.6兆円程度の歳入削減を行う改革後の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

【公共投資】

① ▲14.3兆円歳入削減の場合

2007年度(平成19年度)以降5年間の平均歳入削減率が▲3%となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

② ▲11.4兆円歳入削減の場合

2007年度(平成19年度)以降3年間の平均歳入削減率が▲3%、残り2年間は▲1%となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

【その他歳入】

① ▲14.3兆円歳入削減の場合

2007年度(平成19年度)以降5年間の累積で▲4.5兆円削減の考え方に対応したときの2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

② ▲11.4兆円歳入削減の場合

2007年度(平成19年度)以降3年間は5年間の累積で▲4.5兆円削減の考え方に対応したときの平均歳入削減率、残り2年間は同▲3.3兆円削減の考え方に対応したときの平均歳入削減率となる場合の2011年度(平成23年度)の姿に到達するよう、2010年度(平成22年度)及び2011年度(平成23年度)を均等に延伸。

2) 2012年度以降の歳入の想定

① 非社会保障歳入名目額横ばい(名目一定)
社会保障以外の歳入について、2012年度(平成24年度)以降、2011年度(平成23年度)の名目額で一定。

② 非社会保障歳入物価上昇率並増加(実質一定)
社会保障以外の歳入について、2012年度(平成24年度)以降、消費者物価上昇率で増加。

3) 社会保障機能強化

① 社会保障の機能強化を「中期プログラム」の工程表を踏まえ一定の仮定に基づき実施
「社会保障の機能強化のための追加所要額」(社会保障国民会議最終報告(平成20年11月4日)付属資料)を踏まえ一定の仮定に基づき、消費税増収額の範囲内で、消費税率引上げ開始年度以降徐々に公費負担が増加することを想定(開始初年度における消費税率引上げに伴う増収分のうち1%分は基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用に充当することを想定。)

② 基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応
基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げ、高齢化の進展に伴い自然に増加する公費負担のみ対応し、「社会保障の機能強化のための追加所要額」に沿ったその他の公費負担増加が行われないと想定。

4) 消費税率引上げ

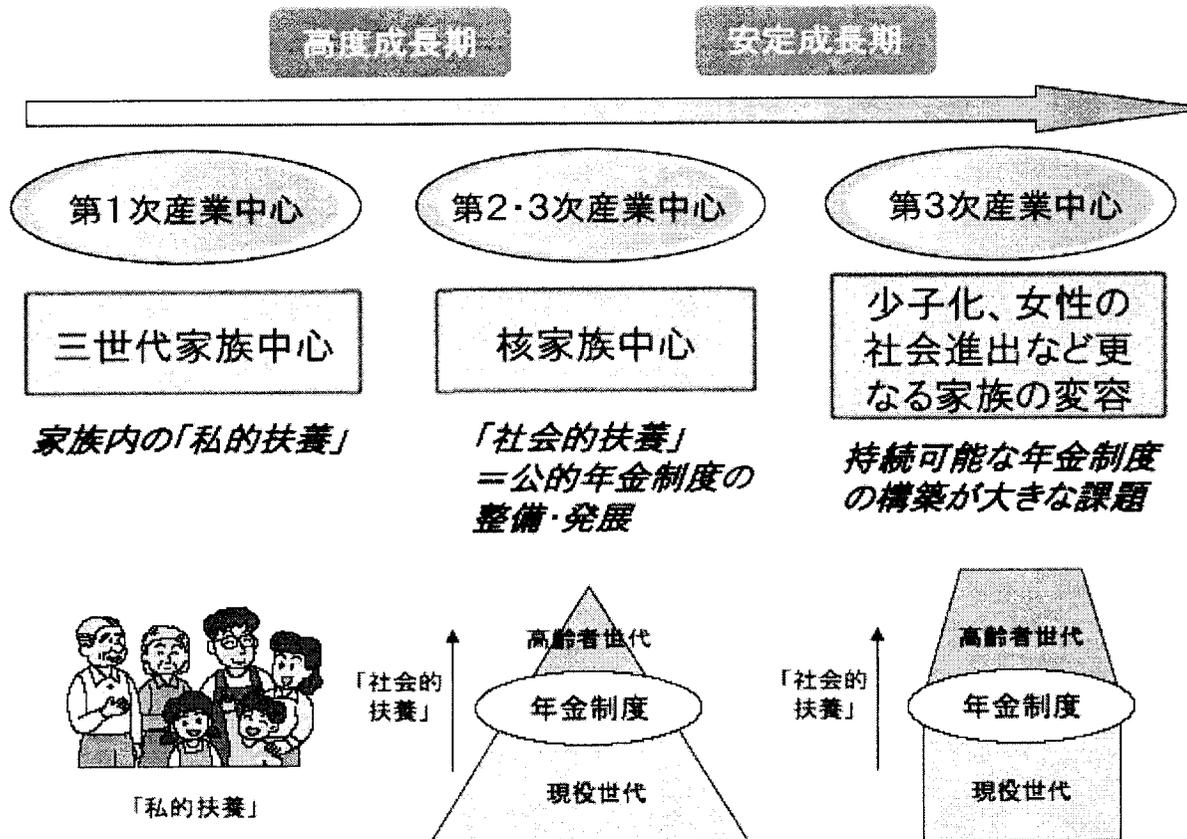
- ① 消費税率を据え置き
- ② 2011年度から2013年度にかけて3%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)
- ③ 2011年度から2015年度にかけて5%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)
- ④ 2011年度から2017年度にかけて7%引上げ(試算の便宜上毎年度1%ずつの引上げを想定)
- ⑤ 2013年度から2015年度にかけて5%引上げ(試算の便宜上2013年度に3%、2014、2015年度に1%ずつの引上げを想定)
- ⑥ 2015年度に5%引上げ

なお、消費税率を上げるケースについては、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が発生することを想定(引上げ前年度に税率1%当たりGDP比0.2%程度の駆け込み需要を乗せ、引上げ年度に同額の反動分を差し引いている。)

4 我が国の公的年金の役割及び制度体系

(1) 公的年金の意義

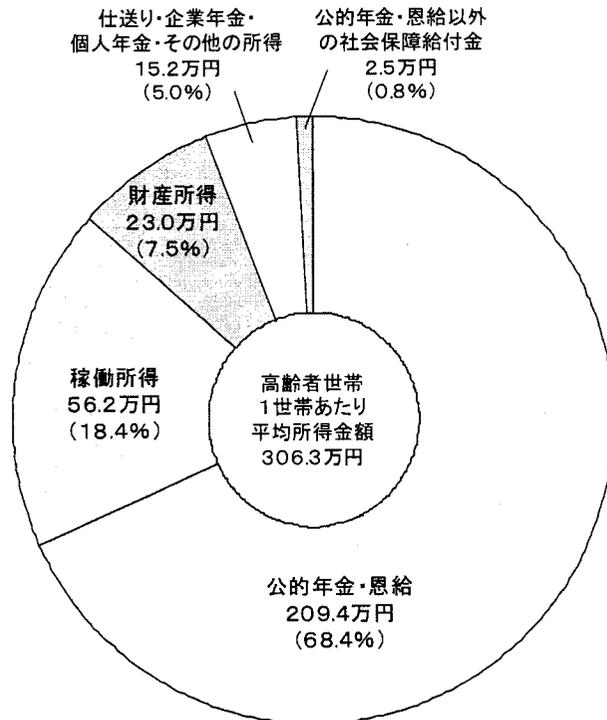
産業構造が変化し、都市化、核家族化が進行している状況下において、従来のように家族内の「私的扶養」により高齢となった親の生活を支えることは困難となっていることから、社会全体で高齢者を支える「社会的扶養」が必要不可欠となる。公的年金制度は、このような「社会的扶養」を基本とした仕組みとなっている。



(2) 公的年金制度の役割

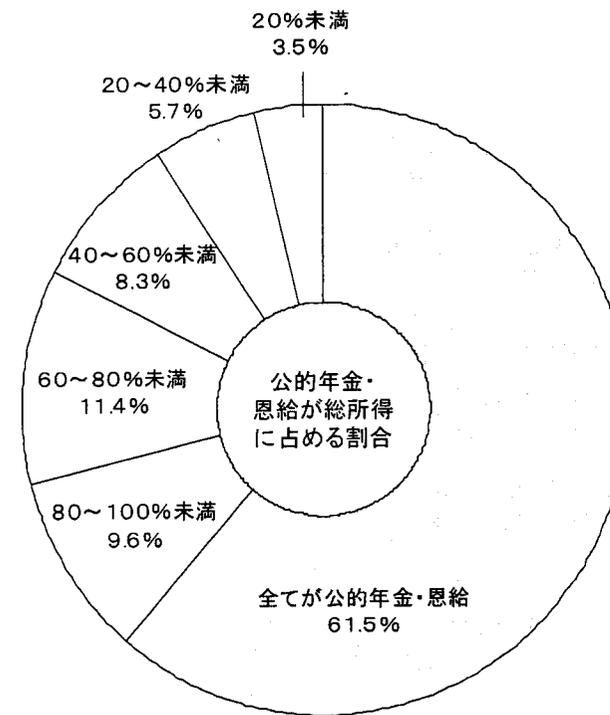
年金は高齢者世帯の所得の約7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しているなど、公的年金制度は我が国の老後の所得保障の主柱であり、国民生活に不可欠の存在となっている。

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

② 6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

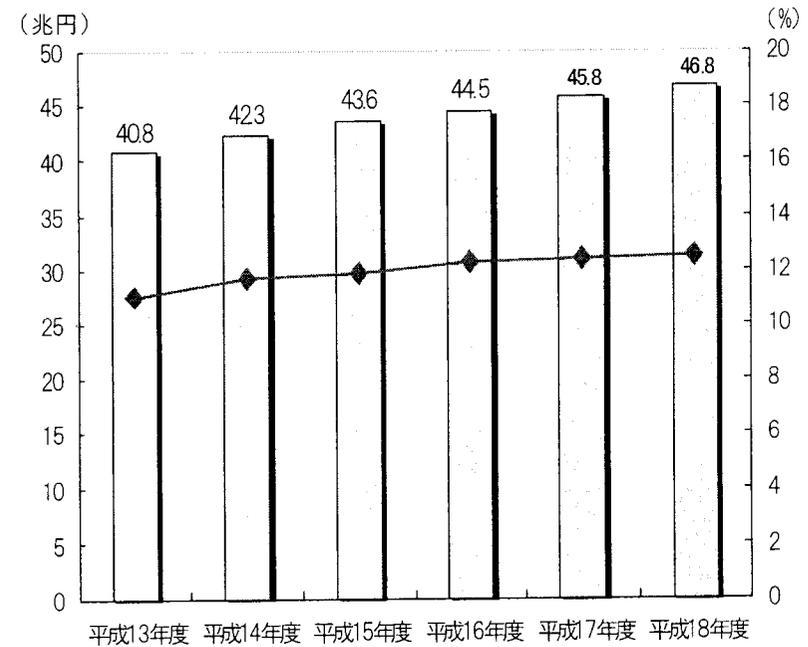
また、家計消費の2割が年金の地域もあるなど、我が国のマクロ経済に占める位置も大きい。

③ 地域経済を支える役割
 ー 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(27.1%)	15.2%	22.4%
高知県(25.9%)	15.4%	18.4%
愛媛県(24.0%)	14.5%	20.8%
山口県(25.0%)	13.7%	22.7%
長崎県(23.6%)	14.2%	21.0%
鳥取県(24.1%)	14.7%	18.1%
岡山県(22.4%)	13.7%	19.8%

④ 年金総額は47兆円。対国民所得比12.5%

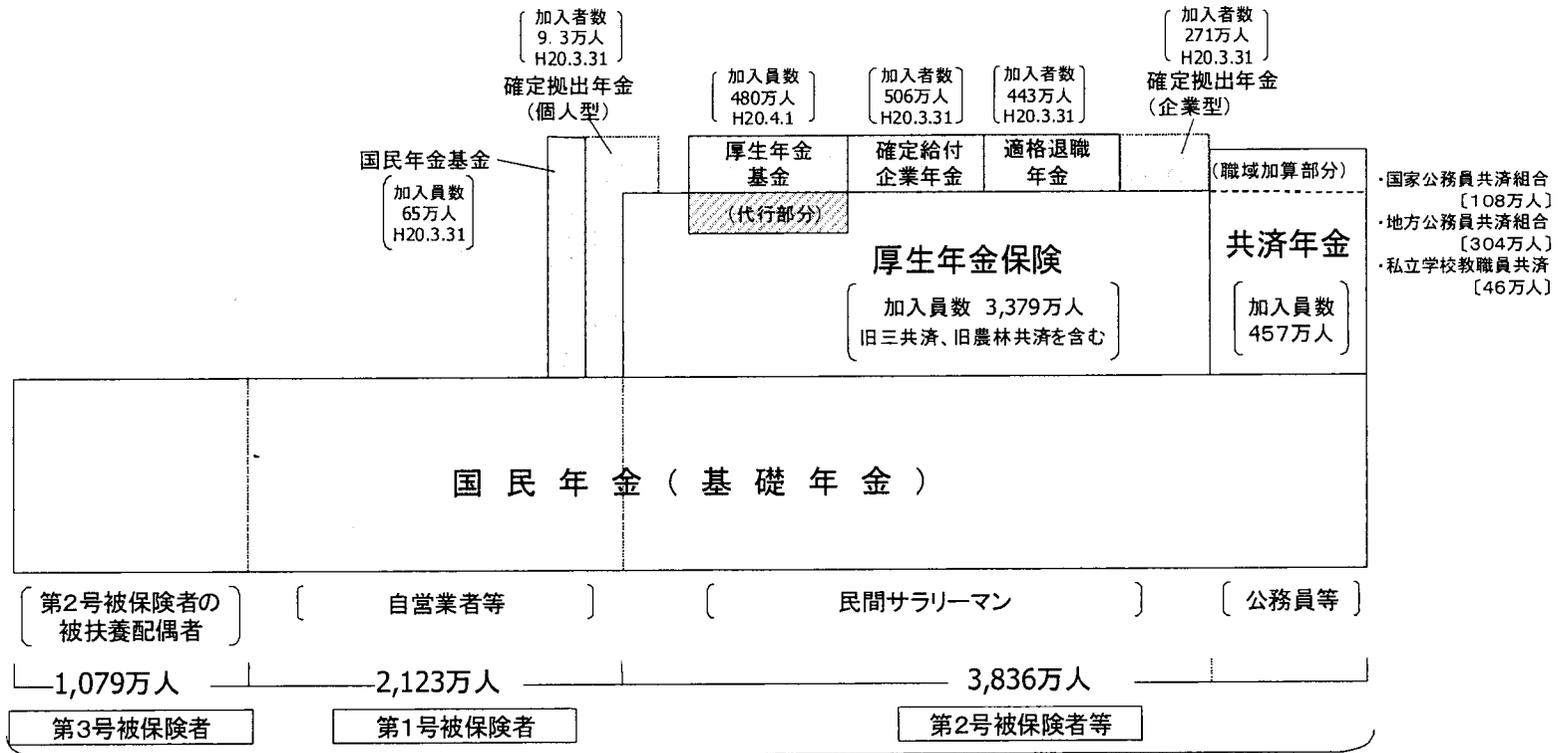


(資料) 社会保険事業の概況 (社会保険庁)

(3) 公的年金制度の制度体系

- ・ 我が国の公的年金制度においては、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の支給を受けることとなる。
- ・ 民間被用者や公務員は、これに加えて厚生年金(共済年金)に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金を受け取ることとなる。
- ・ このほか、個人や企業の選択で、企業年金などの私的年金に加入することができる。

(数値は、注釈のない限り平成19年3月末)

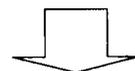


※ 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金及び私学共済年金の加入者は、確定拠出年金(企業型)にも加入できる。
 ※ 国民年金基金の加入員は、確定拠出年金(個人型)にも加入できる。
 ※ 適格退職年金については、平成23年度末までに他の企業年金等に移行。
 ※ 第2号被保険者等は、被用者年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢又は退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む。)

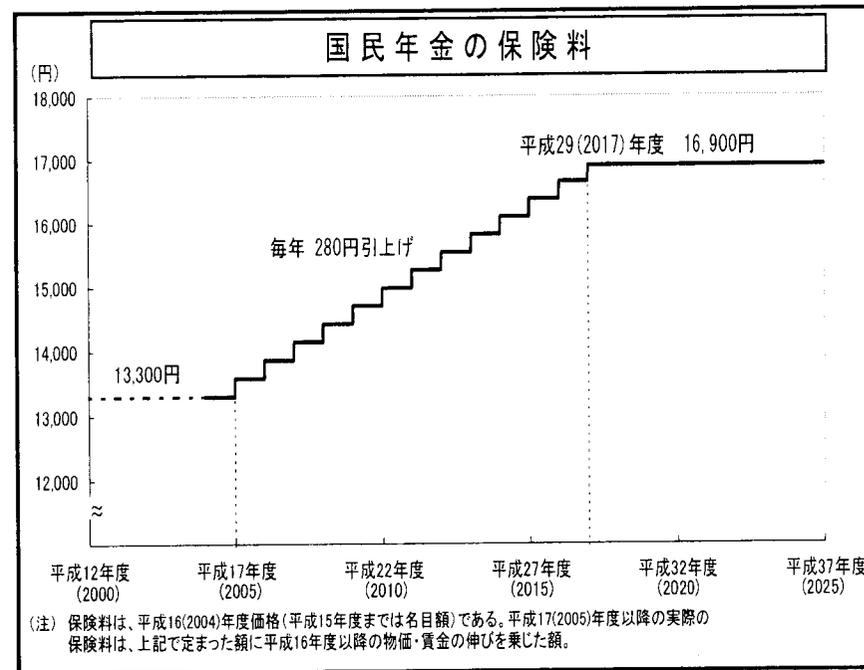
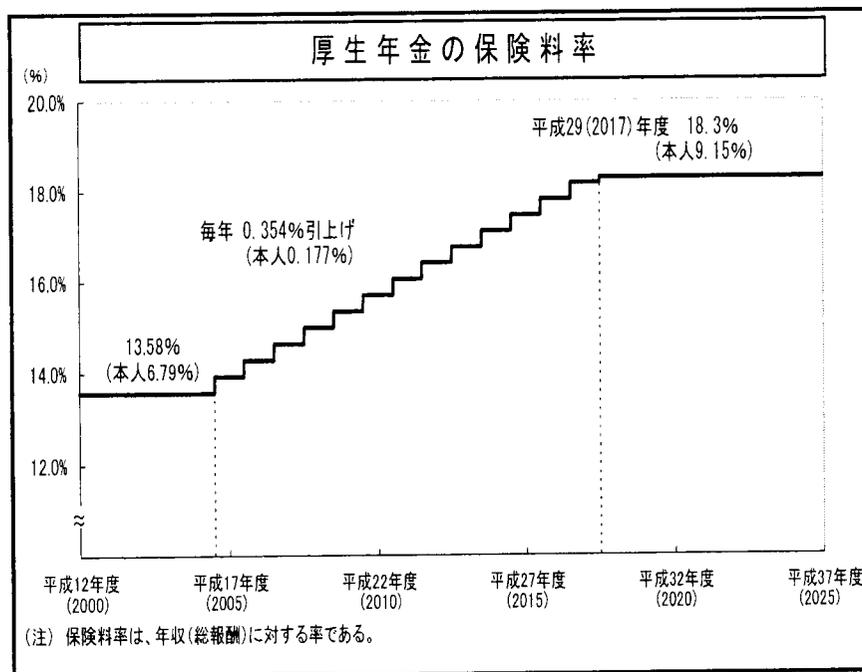
5 平成16年改正で導入された仕組みの概要

(1) 保険料水準固定方式

従来は、5年ごとの財政再計算の際に、少子化等の様々な社会経済情勢の変動を前提としつつ、現行の給付水準を維持するとした場合に、必要な最終保険料(率)がどの程度になるかを推計していた。



平成16年改正以降は、最終的な保険料(率)の水準を法律で定め、その負担の範囲内で給付を行うことを基本に、少子化等の社会経済情勢の変動に応じて給付水準が自動的に調整される仕組みが年金制度に組み込まれた。

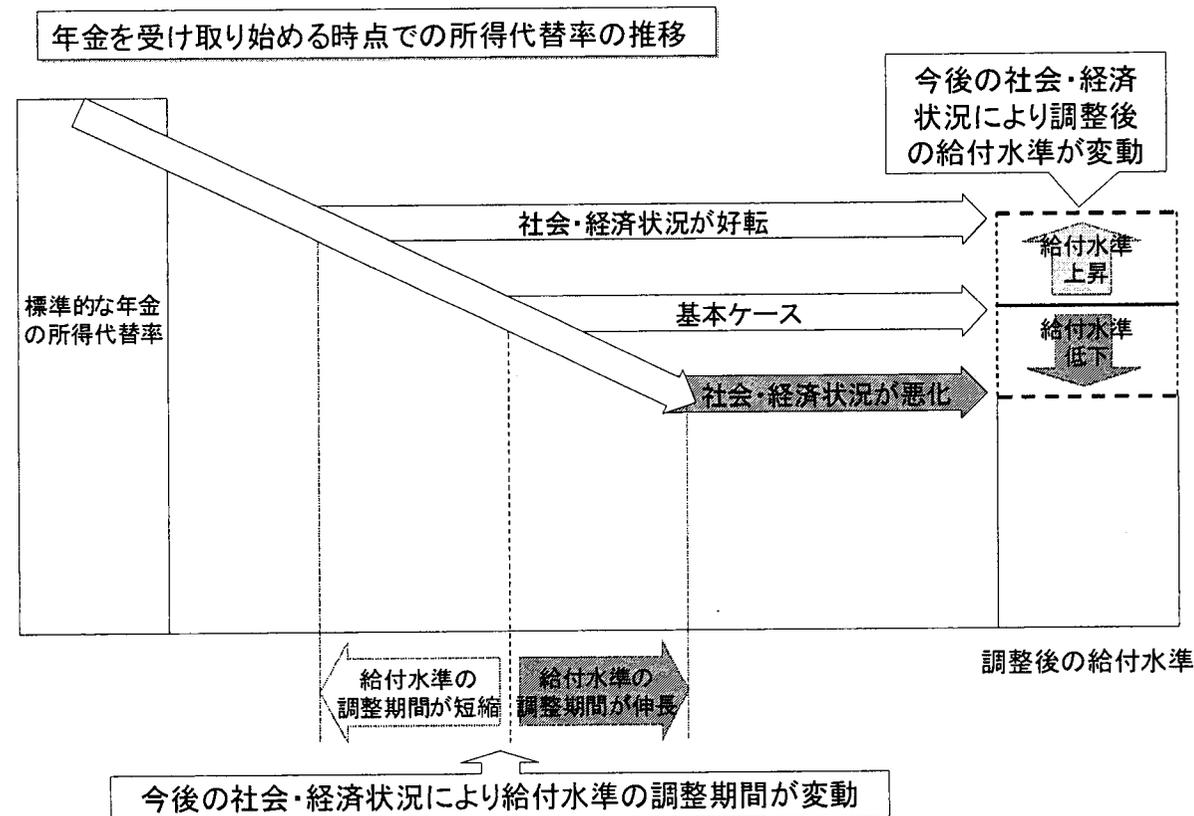


(注) 平成21年2月時点で、厚生年金の保険料率は15.35%、国民年金の保険料月額14,410円(名目額)。

(2) 社会・経済変動に強い年金制度の構築

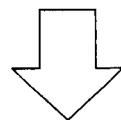
- ・ 保険料水準と国庫負担を固定すると、年金給付はこの固定した財源の範囲で行うこととなるため、今後社会・経済情勢が変化していった場合には、給付水準の調整が必要となる。平成16年改正では年金のスライド率を調整することによって給付水準を調整しつつ、少なくとも5年に一度行う財政検証において将来の財政見通しを作成・検証することにより、給付水準調整の終了時期を決定することとした。
- ・ この仕組みにより、給付水準は自動的に調整されることから、頻繁に制度改正を繰り返す必要のない、社会・経済変動に強い、持続的な制度となっている。

給付水準の自動調整の仕組み



財政検証におけるマクロ経済スライド終了年度の見通しの決定の流れ

〔STEP1〕 国民年金法第十六条の二の規定に基づき、国民年金財政において、財政均衡期間（財政検証を行う年からおおむね100年間）の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、基礎年金部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来における基礎年金の水準の見通しが決まる。



〔STEP2〕 STEP1による将来の基礎年金の水準を踏まえて、厚生年金保険法第三十四条の規定に基づき、厚生年金財政において、財政均衡期間の終了時に給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金^{（注）}を保有しつつ均衡が保たれるように、報酬比例部分のマクロ経済スライドの終了年度の見通しを決定。これにより、将来の給付水準（所得代替率）の見通しが作成される。

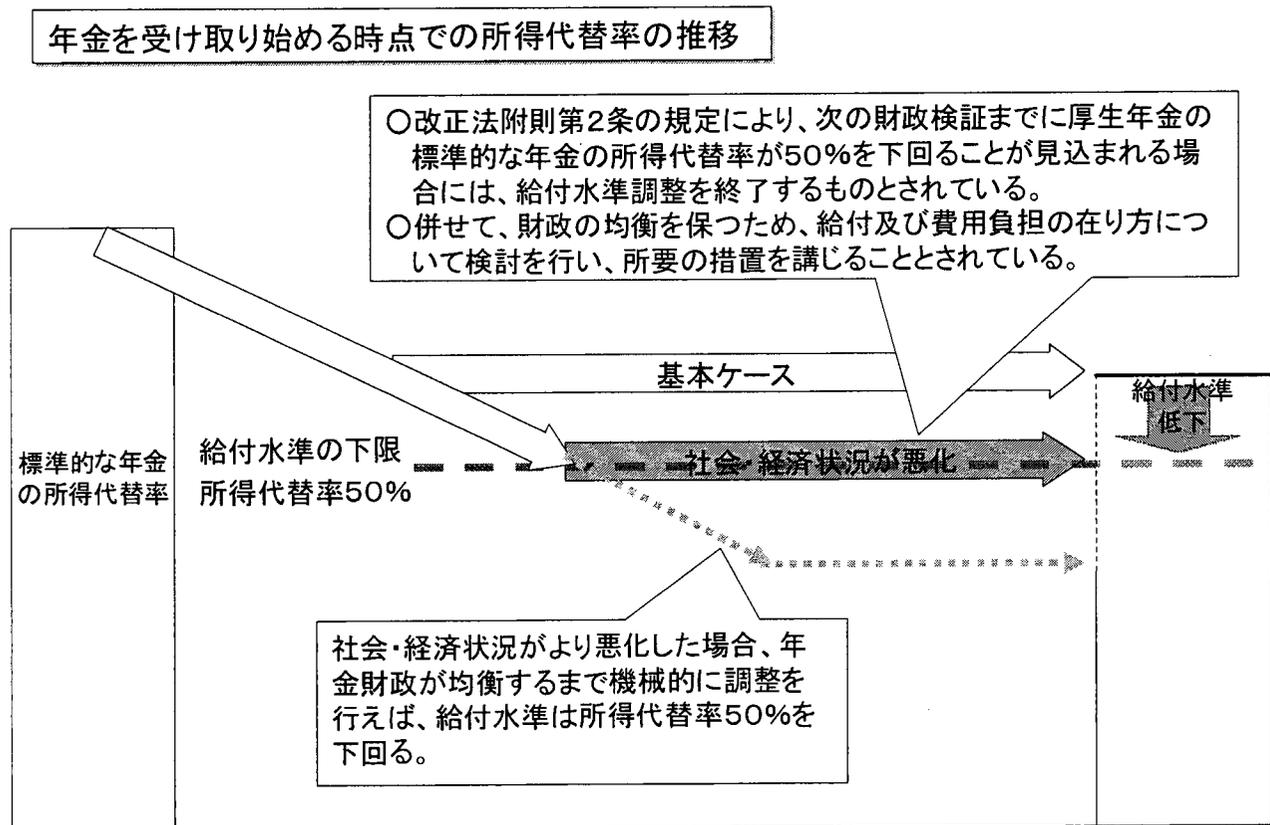
- したがって、一般的には、基礎年金のスライド調整期間と報酬比例部分のスライド調整期間は必ずしも一致するわけではない。
- 平成21年財政検証では、報酬比例部分のスライド調整期間は、基礎年金部分のスライド調整期間よりも短くなるという見通しとなった。

（注）平成21年財政検証においては、財政均衡期間を平成17（2005）年度までとし、「給付の支給に支障が生じないようにするために必要な積立金」の規模を支出の1年分としている。

(3) 給付水準の下限

- ・ 平成16年改正においては、給付水準の自動調整の仕組みを取り入れたものの、公的年金の役割を考えた場合、給付水準が際限なく下がっていくことは問題であり、一定の給付水準を確保する必要がある。
- ・ したがって、標準的な年金額の所得代替率の下限を50%と定め、次回の財政検証までにこの下限を下回ることが見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる年金額の調整を停止し、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講じることとしている。

給付水準の自動調整と給付水準の下限について



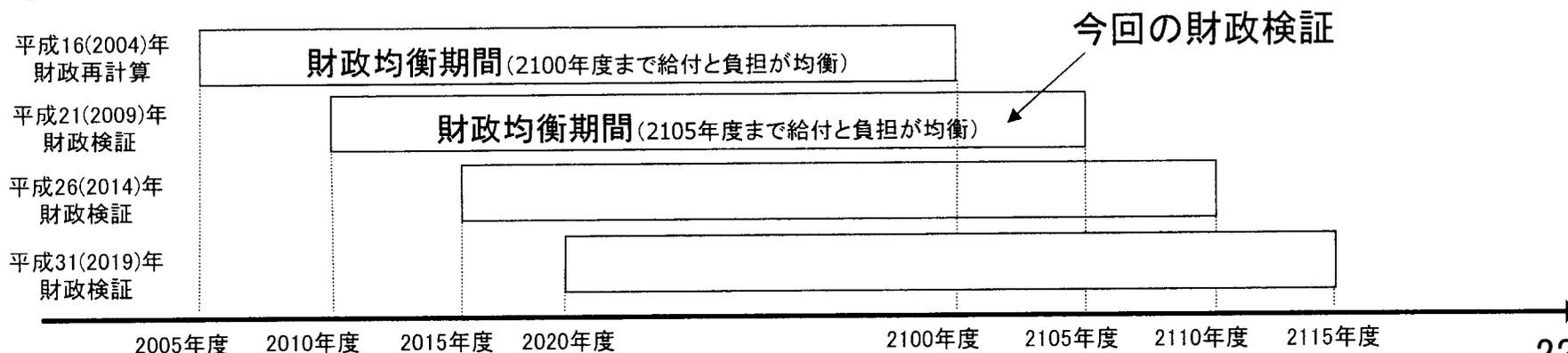
(4) 年金財政の均衡についての考え方

- ・ 平成16年改正以前においては、将来にわたる全ての期間を考慮に入れて財政の均衡を考える方式(永久均衡方式)を取っていた。
- ・ しかしながらこの方式においては、予想が極めて困難な遠い将来まで考慮する必要があることの是非や、また巨額の積立金を保有することとなることについて、議論があったところ。
- ・ このような状況を受けて、平成16年改正以降は、一定の期間(財政均衡期間)をあらかじめ設定し、その財政均衡期間において年金財政の均衡を図る有限均衡方式により財政運営を行うこととされた。
- ・ 財政均衡期間については、現在すでに生まれている世代が年金の受給を終えるまでのおおむね100年間とされており、今回の財政検証においては、2105年度までの95年間を財政均衡期間としている。

《有限均衡方式のイメージ》

- 財政均衡期間の最終年度において、支払準備金程度の保有(給付費の1年分程度)となるよう積立金水準の目標を設定。
- 定期的に行う財政検証ごと(例えば5年ごと)に、財政均衡期間を移動させ、常に一定の将来までの給付と負担の均衡を考える。

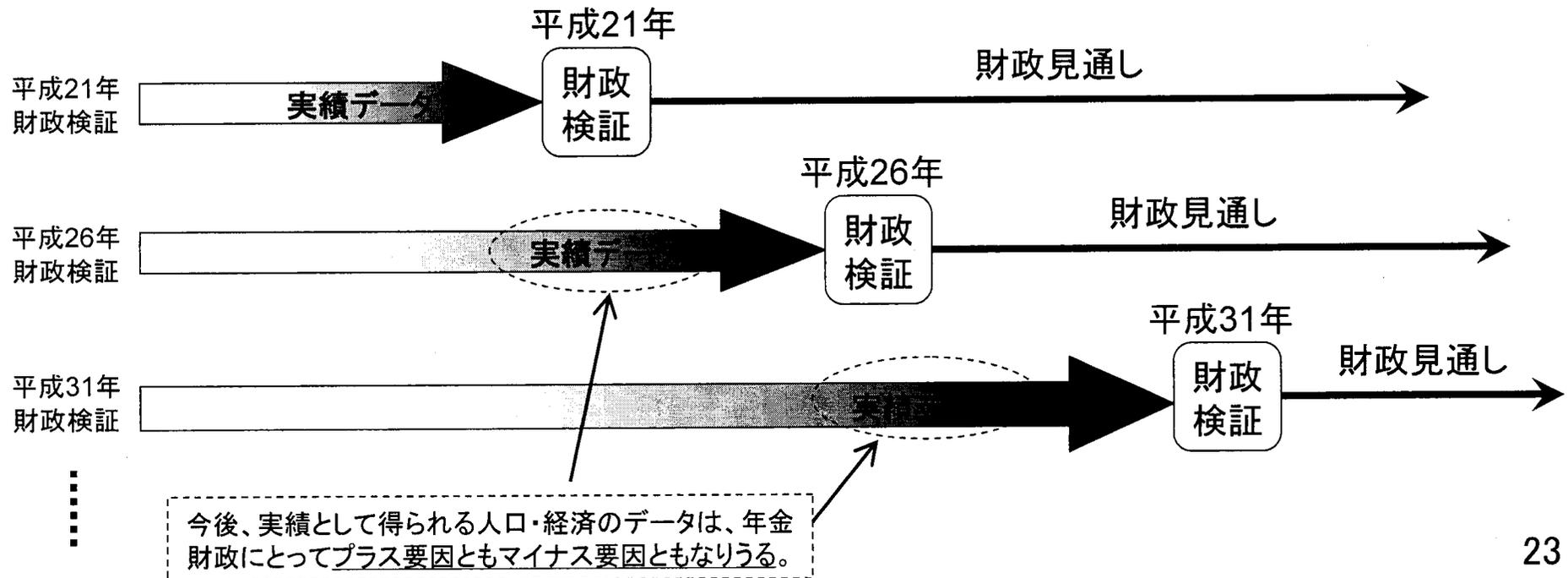
【財政均衡期間の移動(財政均衡期間が95年間の場合)】



財政検証の位置づけ

- 財政検証の結果はその前提に大きく依存するが、それらの前提については、その検証を行う時点において使用可能なデータを用い、最善の努力を払って長期的に妥当なものとして設定する必要がある。しかしながら、その結果については、時間が経つにつれて新たなデータが蓄積され実績との乖離も生じてくる。このために、少なくとも5年ごとに最新のデータを用いて諸前提を設定し直した上で、現実の軌道を出発点として新たな財政検証を行うこととされている。
- この意味で、今回の財政検証結果は、人口や経済を含めた将来の状況の予測 (forecast)というよりも、人口や経済等に関して現時点で得られるデータの将来の年金財政への投影 (projection)という性格のものであることに留意が必要。

《財政検証のイメージ》

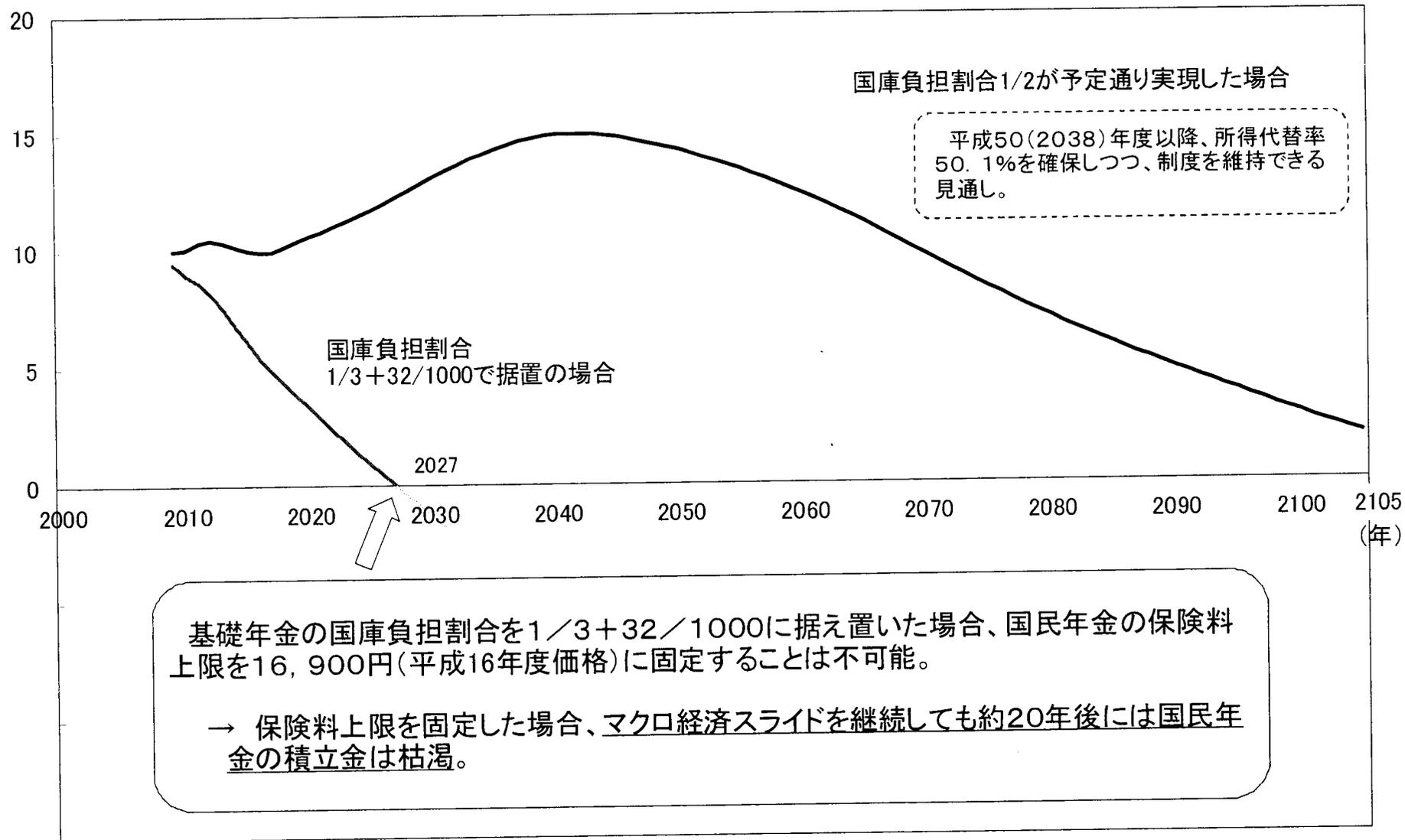


(参考試算)

国民年金積立金の見通し

(基礎年金国庫負担割合を据え置いた場合の影響)

(平成21年度価格、兆円)



(注)平成21年財政検証の基本ケースに基づく試算。